

令和3年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|---------------|---------------|--------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年3月8日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 3月8日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 3月8日 午後3時53分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 島 袋 誠 | 8 | 與 那 勝 治 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 與 儀 常 次 |
| | 4 | 座間味 薫 | 11 | 嘉 陽 崇 |
| | 5 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 10 | 與 儀 常 次 | 11 | 嘉 陽 崇 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局 長 | 我那覇 尚 一 | 書 記 | 大 木 明 美 |
| | 局長補佐 兼議事係長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 久 田 浩 也 | 経 済 課 長 | 久 田 哲 史 |
| | 副 村 長 | 比 嘉 克 雄 | 住 民 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 教 育 長 | 玉 城 奎 | 福 祉 保 健 課 長 | 宮 里 晃 |
| | 総 務 課 長 | 我那覇 隆 文 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 久 田 友 也 |
| | 企画財政課長 | 田 港 朝 津 | 会 計 管 理 者 | 金 城 寛 樹 |
| | 学校教育課長 | 桃 原 秀 樹 | | |
| | 社会教育課長 | 嘉 陽 健 | | |
| 建設課長兼 水道課長 | 嶺 井 雄 二 | | | |

令和3年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和3年3月8日（月曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|--|--------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長の行政報告 | |
| 5 | | 教育長諸般の報告 | |
| 6 | | 村長の施政方針 | |
| 7 | 議案第10号 | 今帰仁城跡観光料徴収条例の制定について | 説 明 |
| 8 | 議案第11号 | 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 9 | 議案第12号 | 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 10 | 議案第13号 | 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 11 | 議案第14号 | 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 12 | 議案第15号 | 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について | 説 明 |
| 13 | 議案第16号 | 村道路線の変更について | 説 明 |
| 14 | 議案第17号 | 令和3年度今帰仁村一般会計予算について | 説 明 |
| 15 | 議案第18号 | 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について | 説 明 |
| 16 | 議案第19号 | 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について | 説 明 |
| 17 | 議案第20号 | 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について | 説 明 |
| 18 | 議案第21号 | 令和2年度今帰仁村一般会計第12回補正予算について | 説 明 |
| 19 | 議案第22号 | 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算につい て | 説 明 |
| 20 | 議案第23号 | 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算につ いて | 説 明 |
| 21 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて | 説 明 |
| 22 | 報告第1号 | 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について | 報 告 |

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|-------------------------------------|--------|
| 23 | 報告第2号 | 専決処分の報告について | 報 告 |
| 24 | 同意案第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて | 説 明 |
| 25 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて | 説 明 |
| 26 | 同意案第4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて | 説 明 |
| 27 | 同意案第5号 | 今帰仁村教育委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 28 | | 予算審査特別委員会の設置・付託 | |

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第1回今帰仁村議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 與儀常次議員及び11番 嘉陽崇議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した請願(陳情)は、お手元に配付したとおり、各議員配付といたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

12月 1日 令和2年第3回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会が開催されました。

19日 北部広域市町村圏事務組合議会第56回臨時会、第3回理事会、第3回定例総会が開催されました。

1月 4日 令和3年今帰仁村成人式が開催されました。

5日 今帰仁村育英会役員会が開催されました。

2月 2日 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び時間短縮営業に対するパトロール活動を実施しました。

16日 沖縄県町村議会議長会第50回定期総会が開催されました。

26日 第2回今帰仁村経済回復対策協議会が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 それでは皆さん、おはようございます。村長の行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しをいただきたく存じます。朗読は省略いたします。以上です。

12月 4日 令和2年度優良自治公民館・優良職員伝達表彰式を行いました。

7日 北部市町村会負担金補助金審議委員会が開催されました。

〃 北部市町村会総会が開催されました。

- 12月 23日 沖縄県観光型Ma a S実証実験スタートオープニングセレモニーに参加しました。
- 25日 今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 1月 4日 副村長任命辞令交付式を行いました。
- 〃 令和3年今帰仁村成人式を開催しました。
- 5日 今帰仁村育英会役員会を開催しました。
- 8日 令和3年消防出初式を行いました。
- 13日 第2回公立北部医療センター整備協議会幹事会が開催されました。
- 16日 今帰仁家畜市場初セリ式典が開催されました。
- 18日 「北部地域の飲食業に対する営業時間短縮に関する要請書」を沖縄県保健医療部長及び沖縄県議会議長に手交しました。また、謝花副知事に要請を行いました。
- 20日 今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 26日 第2回沖縄県介護保険広域連合幹事会が開催されました。
- 〃 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び時間短縮営業に対するパトロール活動を実施しました。
- 27日 北部市町村の新型コロナウイルスワクチン接種体制構築について、北部地区医師会との意見交換会が開催されました。
- 〃 第2回公立北部医療センター整備協議会が開催されました。
- 28日 国民健康保険料(税)の統一に係る市町村長勉強会(W e b会議)が開催されました。
- 〃 沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会(W e b会議)が開催されました。
- 29日 第28回沖縄県高等学校新人駅伝競走大会が開催されました。
- 30日 世界遺産今帰仁城跡「明日へのあかり 悠久夜桜の彩」に参加しました。
- 2月 5日 新たな振興計画(骨子案)に係る圏域別説明会(W e b会議)が開催されました。
- 25日 北部広域市町村圏事務組合第3回理事会が開催されました。
- 〃 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会が開催されました。
- 〃 名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会総会が開催されました。
- 〃 北部市町村会総会が開催されました。
- 〃 今帰仁村障害者福祉計画及び高齢者福祉計画策定委員会を開催しました。
- 26日 今帰仁村コロナワクチン接種対策チーム辞令交付式を行いました。
- 〃 「ワルミ大橋中央付近への防犯カメラ設置の要請書」を北部土木事務所長に手交しました。
- 〃 第2回今帰仁村経済回復対策協議会を開催しました。
- 28日 「なきじんDiscover Tour Photo Collection まだ見ぬ「なきじん」を見つける旅」のイベントに参加しました。

○ 座間味 薫 議長 日程第5. 「教育長諸般の報告」を行います。これを許します。玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 おはようございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に

よる「平成31年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

○ **座間味 薫 議長** 日程第6. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせていただきます。久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** それでは令和3年度施政方針を申し述べます。

はじめに

令和3年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年8月23日に今帰仁村長に就任以来、「可能性は無限大」、「村民とともに夢実現」を掲げ、若さと行動力を活かし、スピード感をもって対応する行政運営を念頭に取り組んでいるところであります。

昨今は、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大を見せ、本村の地域経済においても大きな打撃を受けました。未だ収束には至っていない状況にありますが、今後は、ワクチンの接種が可能となり、これまで一変していた生活様式も、徐々に光明を見出せると感じています。感染症が拡大することで、これまで賑わいを見せていた観光関連産業にも大きな打撃を与え、又、リーディング産業である農業においても需要が落ち込むことによる価格の下落、出荷の制限などや、飲食サービス業などにおいては客足が遠のき、営業時間の短縮を余儀なくされた経緯もあり、未だ予断を許さない状況にあります。

ピンチをチャンスに変えるため強い産業形態を構築する必要があり、益々強いリーダーシップが求められてくると感じております。

私が当初より掲げております財政面に関しての自主財源確保、企業版ふるさと納税制度を活用した事業展開、キャリア教育の推進による地域や社会に貢献できる人材育成、農畜産物のブランド化や品質向上・後継者対策、商工業や観光産業を基軸とした雇用・経済の活性化、医療・福祉分野における各世代にあった健康づくりの推進など、新型コロナウイルス感染症収束後を見据える中での行政運営を常に念頭に置き、より強い産業形態、より豊かな住民生活基盤の確立を目指し、村民に寄り添った村づくりができるよう鋭意努力してまいります。

以下、令和3年度重点施策について説明致します。

(1) 新庁舎建設について

現在、新庁舎建設基本構想を基に基本設計を経て実施設計の段階にあります。

防災拠点施設としての機能を備え、村民サービスの充実につながるような新庁舎建設に向け準備を進めてまいります。

(2) 村内光ブロードバンド整備について

村内光ブロードバンド整備について、令和2年度事業で古宇利地域の整備に着手しているところです。今後は、地域の教育・福祉・防災・観光・経済等における幅広い活用を目的とし、村内未整備エリアにおける光ブロードバンド整備を進めてまいります。

(3) 子育て支援について

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援の充実を図ってまいります。

「認定こども園みらい」と「子育て支援センターきらきら」の開園により、家庭保育世帯を含めた多様な保育・教育ニーズへの対応、質の高い保育運営に向けた取組を進めてまいります。

また、児童虐待の未然防止に向けて、気になる世帯への早期介入と効果的かつ適切に支援できる体制を強化してまいります。

(4) 人材育成について

北山学園プロジェクトも6年目に入りました。「人材を以って資源となす」を是とし、教育立村構築の為、学力向上はもとより、キャリア教育を中心に自らの生き方・在り方を充実させる取組を展開しながら、地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指してまいります。

(5) 農業の振興について

本村において農業は基幹産業であり、これまで亜熱帯性気候を活かした多様な農業経営が展開され、村民生活を支える大切な産業として、又、村民生活に「めぐみ」を与える多面的機能としての役割を果たしてまいりました。

一方で本村農業においても昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は深刻であり、農家の高齢化や次世代農家の確保、自然災害などの課題に加え、生産や流通体制等の変化など、経済をはじめとする様々な動向に注視し、「新たな生活様式」実践の徹底を図りながら課題解決に取り組むことが重要と考えます。

本村の自立発展のため引き続き農業をリーディング産業として位置付け、農業を中心とした他産業と一体的に振興を図る「積み上げ方式」での産業振興を目指し、情報収集や関係機関との連携強化に努め、農業振興諸施策の展開を図ってまいります。

(6) 第4次総合計画後期基本計画及び人口ビジョン・総合戦略について

令和3年度は、「第4次総合計画後期基本計画」及び「人口ビジョン・総合戦略」の最終年であり、引き続きこれらの計画・戦略の基本方針に基づき取り組んでまいります。また、「第5次総合計画」及び「人口ビジョン・総合戦略」の策定作業に取り組めます。

(7) 北部連携促進事業について

令和3年度は、継続事業の村営湧川第2団地整備事業を実施してまいります。

(8) 沖縄北部テーマパーク事業について

オリオン嵐山ゴルフ場用地に計画されている沖縄北部テーマパーク事業は、「今帰仁村」と「株式会社ジャパンエンターテイメント」との包括連携に関する協定書を令和2年10月30日に締結しました。

今後は、テーマパーク事業成功と地域振興を目指し、積極的に関わってまいります。

(9) 平和行政の推進について

令和3年度も引き続き、非核宣言の村として平和について学習する取組を実施してまいります。

次に、令和3年度の村政運営に関する事項について、順にご説明いたします。

(1) 当初予算について

令和3年度の一般会計当初予算総額は、54億180万8千円で対前年度比4.96%の増となっています。今年度の主な事業は、庁舎建設に伴う委託業務や村営湧川第2団地整備工事等となっています。

限られた財源で財政需要に対応するため、行財政改革を推進し、経費支出の一層の効率化を図るなど、今後とも健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

令和3年度の国民健康保険特別会計については、総額20億2千8百86万7千円を計上し、昨年度より16.96%の増となっております。国民健康保険事業の財政健全化に向け、庁内横断的に業務を進め健全運営に努めてまいります。

令和3年度の後期高齢者医療特別会計については、総額1億169万4千円を計上し昨年度より4.11%の増となっております。令和3年度も引き続き高齢者の医療を安定的に支えてまいります。

令和3年度の水道事業会計の総額は、5億3千212万7千円で、13.7%の増となっております。主な要因は、企業債償還金の増であります。

(2) 財政について

本村の財政は依然として厳しい状況のなか、今後、少子高齢化等に伴う税収の減少や社会保障費の増加など、財政状況はさらに厳しくなることが予測されることから、自主財源の確保は最も重要な課題です。

令和3年度における三税等の調定については、村県民税で減額の見込みです。退職所得や株式譲渡等の分離課税等が見込めないこと、また、コロナ禍の影響による所得の減少が主な要因です。

固定資産税では償却資産の減価償却による減収が見込まれますが、土地及び家屋については当初予算ベースで増収を見込んでいます。

今般のコロナ禍による住民生活に与えた様々な影響に鑑み、納税義務者に寄り添う姿勢と親切・丁寧な対応を心がけるとともに、公正かつ適正な課税のもと自主財源の確保に努めます。

コンビニ収納や口座振替の促進を図り、収入未済額の縮減に向けた取組や収納率の向上に努めてまいります。

また、村民の皆様が税金の果たす役割と税の仕組みについて正しく理解していただくことを目的に、村民からの要望に応じた出前講座や、児童・生徒への租税教室を開催するなど、税知識の普及と納税意識の高揚に引き続き努めてまいります。

本村の重要な財源のひとつとなっている「ふるさと納税」については、ご寄附いただいた方へ寄附金を活用して実施した事業一覧や、その内容をメールマガジンで発信しました。また、コロナ禍での対応として、「ふるさと納税感謝祭オンライン」において、特産品と今帰仁村の魅力を発信し、今帰仁ファンの確保に取り組みました。

今後も「今帰仁村に貢献したい」、「今帰仁村を応援したい」という皆様の思いに応えることができるよう「ふるさと納税制度」に対する取組を充実させることと、企業版ふるさと納税制度の導入を計画し自主財源の確保に努めてまいります。

(3) 信頼される窓口サービスの向上について

経済・社会情勢の変化や、多様化する村民ニーズに柔軟に対応し、村民の村政に対する更なる信頼を得ることは大切なことと考えます。村民の皆様にとって、最も身近に接する行政窓口では、親切、丁寧な対応が求められ、窓口サービスをより充実させることは最も重要な課題であります。

役場窓口では、来庁を歓迎する意識をもち、初めて役場に訪れるお客様にも分かりやすく、利用しやす

い窓口となるようサービスの向上に取り組んでまいります。職員一人ひとりが窓口専門スタッフとしての意識を持ち、村民やお客様の立場に立った窓口サービスの充実と提供を目指してまいります。

(4) 環境衛生について

環境衛生については、本部町及び本部町今帰仁村清掃施設組合と連携し、家庭からの排出ごみの抑制、適正な分別の促進を図るとともに、資源ごみの回収及びリサイクルの一層の推進に取り組みます。あわせて、廃棄物の迅速かつ適正な処理に努めてまいります。西地区及び東地区に配置された塵芥車や資源ごみ回収車を活用し、ごみ回収業務を適切に遂行することで、更なる住民サービス向上に努めてまいります。

また、海岸漂着物や不法投棄のパトロール、回収、処理及び防止について啓蒙を進めてまいります。

外来種である「タイワンハブ」の生息地の拡大を抑えるため、引き続き、駆除対策事業を実施してまいります。

あわせて、「タイワンハブ」の生態や特徴、危険性等の情報を村民に周知するとともに沖縄県や関係機関への財源措置を重ねて要望してまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や健康を脅かすばかりでなく、地域経済活動の停滞を招き、村民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症から村民の命と健康を守るため、速やかにワクチン接種が実施できるよう、コールセンターを設置し、村民からの接種予約や相談等に丁寧に対応してまいります。

(6) 子育てしやすい村づくりについて

子どもたちが元気に育ち、笑顔あふれる村であり続けられるよう、引き続き母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産、育児までの不安や悩みをやわらげるため、訪問・相談体制の充実と、個々の成長段階や発達の状況に応じた寄り添う支援を行ってまいります。

また、困り感のある世帯や母子父子等のひとり親家庭の形態やニーズを的確に把握し、必要な支援につなげられるよう、関係機関などと連携し取り組んでまいります。

(7) 地域における福祉について

コロナ禍で日常生活に制限がかかる中、特に独居高齢者や障害を抱えている方は、地域社会からの孤立が心配されています。誰もが地域で支え合いながら、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、相談機能や生活支援の充実に取り組み、すべての人にやさしい福祉のむらづくりを推進してまいります。

(8) 高齢者福祉について

令和3年度は、第8期高齢者福祉計画の初年度にあたります。高齢者を取り巻く課題が複雑化している中、高齢期を迎えた人々が住み慣れた地域の中で健康で生きがいを持ち、自分らしい暮らしを生涯にわたり続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を展開してまいります。

(9) 障がい者福祉について

障がい者福祉については、障害自立支援法に基づく第6期今帰仁村障害福祉計画により、障がいのある

方々の日常生活及び社会生活の維持・継続を総合的に支援するきめ細かなサービスの提供と自立に向け、地域が支え合う体制を構築するため、関係機関と連携し、各施策に取り組んでまいります。

(10) 健康づくりの推進について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、村民の健康づくりに関するほとんどの事業やイベントが中止、または縮小しての開催となりました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を優先しつつ、村民の健康維持・増進のため、村健康づくり推進協議会や村スポーツ推進委員会などの関係団体と連携した取組により、運動習慣の定着やフレイル予防等、村民の健康寿命の延伸を目指します。

(11) 国民健康保険事業・後期高齢者医療制度について

財政的に厳しい運営が続く国民健康保険事業は、令和元年度に保険税率を改定しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、収納率の低下や保健指導の個別訪問等が制限されるなど、国保事業の健全かつ安定的な運営は厳しい状況が続くものと想定されます。引き続き、特定健診や各種健診の受診勧奨、面談及び訪問等による生活習慣病の予防対策のほか、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組むなど、被保険者の健康維持と医療費の抑制に努めてまいります。

後期高齢者医療については、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関との連携による保健事業を推進するとともに、必要な医療を受けられるよう、引き続き、村民の窓口としての役割を果たしてまいります。

(12) 農業の振興について

農業生産基盤整備については、計画的・安定的に農作物を供給できる産地形成を推進するため、「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」の継続採択に向け関係機関へ強く要望し、台風等気象災害や気候変動に対応した栽培施設等の導入に努め、併せて園芸施設共済への加入を促進してまいります。

農業基盤整備促進事業を活用した「国営羽地大川土地改良区勢理客地区畑地かんがい事業」農業用排水施設については、令和3年度内での事業完了を目指し、天底第2地区の農業用排水施設整備については、早期の事業採択に向け引き続き準備を進めてまいります。

担い手への農地集積、荒廃農地の解消等については、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農地中間管理機構と連携し、担い手や地域の中心となる経営体への農地集積・集約化を促進してまいります。また、国が計画する新たな荒廃農地対策事業を活用し、農地等を有効利用するために必要となる簡易な農地整備の支援に努めてまいります。

赤土等流出防止営農対策促進事業については、農地からの赤土流出防止対策を促進し、地域協議会活動の支援を行うため、生産農家や関係団体と連携を図りながら引き続き実施してまいります。

有害鳥獣による被害対策については、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣対策協議会及び北部地区関係機関と連携し、有害鳥獣による農作物被害防止に向け広域的に取り組み、農産物被害軽減に努めてまいります。

環境にやさしい減農薬栽培作物を求める消費者への対応は、農産物のブランド化を進める上でも重要であると考えます。

今後も産地協議会や関係機関と連携し、低農薬・減農薬に向けた取組や病害虫に対する天敵を用いた

「生物的防除」を継続して進め、安心・安全で環境にやさしい減農薬栽培の確立を目指してまいります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

○ 久田浩也 村長 (13) 畜産の振興について

畜産の振興については、これまで肉用牛の高値安定で取引が続き活気に満ちた今帰仁家畜市場でしたが、昨年春の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で消費が冷え込み、セリ価格が大幅に下落しました。しかし、国を始めとする関係機関の支援事業により消費需要が増加したことで、セリ価格も徐々に回復傾向となり、令和2年末の平均価格は令和元年末を上回る結果となりました。国は、輸出拡大に向けた和牛の増産や畜産の生産基盤強化を図るため各種支援を計画し進めております。本村としても村和牛改良組合、J A、関係機関連携のもと、更なる和牛生産基盤の強化を目指し、畜産農家の安定した農業経営の確立と、子牛の高値安定での取引が継続できるよう、引き続き優良繁殖雌牛を導入する際の支援や諸事業の推進及び必要施策に取り組んでまいります。

本村は、畜産農家の飼養管理及び改良増殖、経営安定と畜産振興の発展に寄与することを目的とし、村内で生産された肉用牛・山羊の比較品評を行う畜産共進会開催に取り組んでまいりました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむを得ず開催中止としましたが、令和3年度においては本村畜産振興のため、「今帰仁村畜産共進会」の開催を予定しております。

家畜伝染病の蔓延は、畜産経営や食の安定供給に大きな影響を及ぼすことから、畜産農家、関係団体及び行政機関が密に連携し伝染病予防対策に努めてまいります。

(14) 林業の振興について

林業分野の振興については、公の施設である乙羽岳森林公園施設の管理について、令和元年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者が当該施設の管理・運営を行っております。民間事業者の活力やノウハウを活かすことで、多様化する利用者のニーズへ対応した、きめ細やかなサービスの提供が今後も期待されます。

森林病虫害対策については、沖縄型森林環境保全事業を活用し樹幹注入剤投入を行うなど、関係機関と連携を図り琉球松材線虫病（松くい虫）防除を進めてまいります。

(15) 水産業の振興について

水産業の振興については、本村が管理する中層型浮漁礁の更新を行い、より良い漁場を形成することで、マグロやカツオ等の回遊魚を効率的に漁獲し、市場へ安定供給され、漁業経営の向上が見込まれます。令和2年度において「水産環境整備事業」を活用し中層型浮漁礁更新の調査設計を終え、令和3年度においては、調査設計を基に中層型浮漁礁の回収及び設置を行ってまいります。また、陸揚げ・準備等の就労環境の改善、利便性の向上など漁業者の就労環境改善を図るため、令和3年度においても「漁村地域整備交付金事業」を活用した浮棧橋の整備を実施してまいります。

水産業及び漁村の有する多面的機能の維持増進を図るため、漁業集落が行う漁業の再生に資する取組に対し「漁業再生支援事業」を活用した支援や、禁漁区・禁漁期間を定め漁場における資源管理を行う監視活動の支援を実施してまいります。

今後とも資源管理型漁業の観点から、漁業組合及び関係機関と連携し諸施策を進めてまいります。

(16) 商工観光振興について

商工観光振興については、国内観光客の急激な増加や本部港におけるクルーズ船受入計画に伴うインバウンド対応など、近年、本村の観光産業を取り巻く環境の劇的な変化に対応するため、第三次今帰仁村観光リゾート振興計画を策定し諸施策を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、入国制限や各国の渡航制限に加え、緊急事態宣言による外出自粛などで国内外の観光客数が激減し、宿泊予約のキャンセルなど関連する観光産業への影響は深刻な状況にあります。

今後、国内観光客及びインバウンドの再開に備え、これまで「北部連携促進特別振興事業」を活用し進めてきた古宇利島観光拠点施設飲食ブース出店等に関する取組や、「一括交付金事業」を活用した各イベントの実施や村内観光地の環境美化作業、村観光協会を主体とする「着地型観光推進事業」についても、引き続き実施に努めてまいります。

地域資源等を活かした商業施設の活性化のためには、村商工会や村観光協会との更なる連携が重要であり、地域商工業、観光業の振興、新たなコンテンツづくりの取組に努めてまいります。

(17) 建設事業について

令和3年度も村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など建設事業を推進してまいります。

継続事業として、村道越地^{よひち}与比地小浜原線改良事業、村営湧川第2団地新築事業を実施してまいります。

一括交付金事業では、今帰仁^{じょうせき}城跡周辺環境整備事業、環境保全美化推進事業、景観形成強化事業、観光力基盤強化事業を実施してまいります。

また、村道湧川運天線の県道昇格及び整備を要請してまいります。

(18) 水道事業について

水道事業は、運営基盤の強化を図る目的で「今帰仁村水道事業」へ移行してまいりました。今後も水の安定供給を図るため、老朽化した配水管等の更新に努めてまいります。

今後の水道事業の経営の健全化については、重要性、緊急性を勘案しながら見直しを行い、維持管理経費など経費全般についても削減に努め経営の合理化を図ってまいります。また、水道料金の改定作業についても着手してまいります。

(19) 奨学金制度について

村にとっての宝は「子どもたち」です。村の優秀な子どもたちが経済的理由で学びの機会を奪われることのないよう、奨学金制度を継続してまいります。

平成30年度から給付型奨学金事業を開始し、現在8名が給付を受けており、令和3年度も新たに3名へ給付する予定です。

また、大学等へ入学する学生の保護者で、入学に要する費用の支弁が困難な方への入学準備金の貸付事業も継続して実施してまいります。

(20) 北山学園プロジェクトについて

本村の幼児・児童・生徒の学力向上と人格形成をめざし、特色ある教育の充実に向け取り組んでまいり

ます。

児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動や各教科等に応じて、キャリア教育を中核に据え、推進してまいります。

北山高校魅力化事業では、地域おこし協力隊を活用した公営塾により、国公立大学への進学実績が向上するなど成果が表れております。令和3年度からは講師を1名増員し、更なる充実を図ってまいります。

(21) 豊かな心を培う教育の推進について

小中学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や体験活動等を通じた心の教育に継続して取り組んでまいります。

(22) 確かな学力の育成について

I C T機器を導入した学校の教育活動を通じて、児童・生徒一人ひとりが社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図り、併せて「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、自己実現を目指す学びを支援してまいります。

また、A L Tを1名増員し、日常的な英語の学びによる英語力の強化を図ってまいります。

(23) たくましい心と体を育む教育の推進について

子どもたちの生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点から、自ら積極的に運動に親しむ意欲や習慣を身に付けさせるとともに、徒歩登校を推奨するなど、基礎的な体力の向上を図る取組を引き続き推進してまいります。

部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や目標に挑戦する環境を整えるため、外部指導者を活用しながら学校と連携して活性化を図ってまいります。

(24) 学校・家庭と連携した食育の推進について

「早寝・早起き・朝ごはん」を推進し、村内小・中学校で「子どもが作る弁当の日」を実施してまいりました。令和3年度も継続して推進してまいります。

また、キャリア教育の視点から、農林水産業と教育をつなぎ本村の特性に応じたプログラムを推進してまいります。

(25) 教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携し、コミュニティースクール導入の検討や、地域学校協働活動等を通し、学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する児童・生徒に対してもこれまで同様、支援員を配置し積極的な支援と個に応じた指導の充実を図ってまいります。

(26) 保育体制の充実について

本村の乳幼児期の「育ち」と「学び」を支える新たな拠点として「認定こども園みらい」と「子育て支援センターきらきら」が令和2年度より開園しました。令和3年度も保育士の確保を図り、子どもたちの受入体制を整え待機児童ゼロに努めてまいります。

延長保育の実施や医療ケアを要する幼児の受入体制の整備等、子育て支援の更なる充実に努めてまいります。

令和3年度は、村内各保育所の絵本環境の充実を図り、子どもたちの情操教育に役立ててまいります。

村内の民間保育所への「保育体制強化事業」や「保育補助者雇上強化事業」等も引き続き実施し、保育士確保に努めてまいります。

(27) 家庭・地域における取組について

子どもの情緒を安定させ安心して生活できる環境を作ることや、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを地域で共有し取り組んでまいります。

「あいさつ運動」や「さんSUN運動」及び「早寝・早起き・朝ごはん・徒歩登校」を引き続き推進してまいります。

また、夢実現「親のまなびあい」プログラムなどの「家～なれ～」運動を推進し、家庭・地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域・行政が連携し取り組んでまいります。

(28) 社会教育の振興と生涯学習の推進について

中央公民館等の村施設を活用した公民館講座や高齢者学級等を開催し、社会教育の振興と生涯学習を推進してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため令和3年度も引き続き、「ブックスタート」や「わんぱく自然探査塾」を継続するとともに、児童生徒文学賞事業を実施してまいります。

村立図書館については、令和3年度から今帰仁保育所複合施設内に移転し、引き続き村民のニーズに応えられるよう運営してまいります。

文化活動については、村文化協会を中心とした伝統芸能の継承と各種サークル活動の支援に努めてまいります。

(29) 社会体育スポーツの振興について

スポーツに親しんでもらう環境づくりを推進するため、スポーツ推進委員会や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を図ってまいります。

村総合運動公園については、指定管理者と連携し施設の利活用を図ることで、県内外からの誘客及び村民へのスポーツ振興と健康増進事業を推進してまいります。

(30) 青少年の健全育成について

子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと活動できるよう、学校、家庭、地域及び行政が連携し、ゆいまーるパトロールを継続実施するなど青少年の健全育成を支援してまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会、他団体と連携しながら、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

次世代のリーダー育成を目的に、山形県酒田市の児童との「今帰仁村ふれあい少年の翼交流事業」を継続するとともに、友好都市を締結した沖永良部島和泊町・知名町とは、北山文化や歴史を共に学ぶことで、郷土愛や誇りを高めるために児童生徒の相互交流について取り組んでまいります。

(31) 文化財行政について

世界遺産今帰仁城跡^{じょうあと}をはじめとする村内文化財の調査・保存・活用を推進していくとともに、歴史文化センターの常設展示や企画展示による歴史文化の情報発信に努めてまいります。

令和元年10月に重要文化的景観に選定された「今帰仁村今泊フクギ屋敷林と集落景観」の文化的・歴史的価値を村内外へ発信するとともに、当該文化的景観地域の保全と継承に取り組んでまいります。

おわりに

以上、令和3年度施政方針に基づき、今定例会に提案させていただいた「令和3年度予算案」をはじめ、議案14件、承認1件、報告2件、同意案4件を提案しております。

ご審議の程、宜しくお願ひ申し上げます。最後に、本村の更なる発展と誰もが住みやすいむらづくりのため、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願ひ申し上げます。

令和3年3月8日
今帰仁村長 久田 浩也

ご清聴ありがとうございました。

○ 座間味 薫 議長 以上で村長の施政方針を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前10時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時03分)

日程第7. 「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第10号

今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁城跡観覧料徴収の条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁城跡観覧料徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、国指定文化財史跡今帰仁城跡附シイナ城跡の一部（以下「今帰仁城跡」という。）の観覧料について必要な事項を定めることを目的とする。

(観覧料)

第2条 観覧料は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第116条第3項に基づいて、別表に定めるところによる。

2 村及びその他団体が今帰仁城跡において催事を行う場合は、観覧料を別で徴収することができる。この場合において観覧料の額は、その都度教育長が別に定める。

(観覧料の免除)

第3条 次に掲げる者については、観覧料を免除する。ただし、第2条第2項に規定する観覧料についてはこの限りではない。

- (1) 学術研究者
- (2) 身体障害者手帳を提示した者及びその介護者
- (3) 別表中(4)の受入家庭の者（引率者2人以内に限る。）
- (4) その他教育長が特に認めた者

(観覧料の還付)

第4条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、既納の観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(補足)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分 | 観覧料 | |
|------------------------|------|-----------|
| | 個人 | 団体(10人以上) |
| (1)大人 | 600円 | 480円 |
| (2)中高生 | 450円 | 360円 |
| (3)小学生以下 | 無料 | 無料 |
| (4)教育長が認める教育民泊を利用する中高生 | | 150円 |
| (5)門中等の祭祀関係者 | | 150円 |
| (6)教育長が特に必要と認める場合 | | 150円 |

条例の内容につきましては担当課長のほうから説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について説明いたします。

要旨 1、条例制定について、今帰仁城跡管理規則第3条で定めている城跡及び歴史文化センター観覧料を令和4年4月1日から増額するに当たり、村で徴収する使用料等に関する事項については条例で定められており、城跡及び歴史文化センター観覧料を今帰仁城跡観覧料徴収条例として制定したいということで提案いたします。下段のほうに今帰仁城跡管理規則を添付しています。2、観覧料の改訂について、今帰仁城跡観覧料徴収条例、こちらは別表第2条関係になります。下線についている文字が改定事項になります。表の説明をいたします。まず区分（1）大人観覧料、個人料金、現行が400円から600円。団体（10人以上）、現行320円から480円。続いて現行小中高生、（2）といたしまして中高生とします。現行300円から450円、現行240円から360円。続きまして現行小学生未満を、（3）小学生以下ということで、小学生を含む料金ということで無料といたします。現行今帰仁村教育委員会が認める団体を予約窓口とした教育旅行、民泊を利用する小中高生について、（4）教育長が認める教育民泊を利用する中高生、150円。続きまして現行城跡に拝みのみに来る人、（5）として門中等の祭祀関係者ということで150円。現行その他必要と認める者及び特別な場合を（6）教育長が特に必要と認める場合150円。

続きまして、増額理由につきましては県内の類似施設の料金があります。勝連城跡、令和3年制定予定ということで、城跡プラス展示施設で600円という予定であります。そして記載はしておりませんが、中城城跡については現行400円となっております。（2）としまして、その他ということで消費税の増額。平成26年4月に8%、平成30年10月に10%となっております。現在の料金としましては、平成17年に制定されております。そしてこれまでに便益施設として第3、4駐車場、そして第2駐車場のトイレ及び城跡の整備が行われました。3番目について、周知として1年間の期間を設定したいと思います。これに関しましては旅行業者等への周知として1年としたいと考えております。ということで、令和4年4月1日からの施行としたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第11号

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をする必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例

今帰仁村課設置条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 |
|--|---|
| <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公営住宅_____に関すること。</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>企画財政課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 空き家に関すること。</u></p> <p><u>(8) 移住・定住に関すること。</u></p> | <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公営住宅<u>及び空き家</u>に関すること。</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>企画財政課</p> <p>(1)～(6) 略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の内容につきましては担当課長より説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について、追加して説明いたします。

今帰仁村課設置条例第2条事務分掌中、総務課所管事務で第8号にある公営住宅及び空き家に関することの中から、空き家に関することを企画財政課の所管事務に。また、新たに移住定住に関することを企画財政課の所管事務に加えるものでございます。平成30年度から令和2年度までの事業で地方創生推進交付金を活用して実施してきた移住定住促進事業については、どの課の事務分掌にも位置づけがないことから、

他課の所管に属さないこととして総務課で事業を進めてまいりました。企画財政課所管事務として令和3年度には人口ビジョン総合戦略の見直しを行うこととなっており、移住定住施策との関連性が強いこと、また移住定住と空き家利活用との関連性も踏まえ条例改正を提案しているものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第9. 「議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第12号

今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり関係条例を整備したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁幼稚園の廃園に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例

(今帰仁村立学校設置条例の一部改正)

第1条 今帰仁村立学校設置条例(昭和47年条例第38号)の一部を次のように改正する。

| 改正後(案) | 現行 | | | | |
|---|--|--------|----|--------|---------------|
| (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、_____小学校及び中学校を設置する。 | (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、 <u>幼稚園</u> 、小学校及び中学校を設置する。 | | | | |
| 第2条 削除 | <u>(幼稚園の名称及び位置)</u> 第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 | | | | |
| 別表第1(第2条関係) 削除 | 別表第1(第2条関係) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>幼稚園の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今帰仁幼稚園</td> <td>今帰仁村字越地207番地8</td> </tr> </tbody> </table> | 幼稚園の名称 | 位置 | 今帰仁幼稚園 | 今帰仁村字越地207番地8 |
| 幼稚園の名称 | 位置 | | | | |
| 今帰仁幼稚園 | 今帰仁村字越地207番地8 | | | | |

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

（今帰仁村学校給食センター設置条例の一部改正）

第2条 今帰仁村学校給食センター設置条例（昭和47年条例第39号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------------------|------|----------|--------------|---------------------|--|----|----|------|----------|--------------|--------------------------|
| <p>（名称、位置及び管轄学校）</p> <p>第2条 給食センターの名称、位置及び管轄学校は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【別記1】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字謝名574番地</td> <td style="text-align: center;">_____ 小学校 中学校</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 管轄学校 | 学校給食センター | 今帰仁村字謝名574番地 | _____ 小学校 中学校 | <p>（名称、位置及び管轄学校）</p> <p>第2条 給食センターの名称、位置及び管轄学校は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【別記1】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字謝名574番地</td> <td style="text-align: center;"><u>幼稚園</u> 小学校 中学校</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 管轄学校 | 学校給食センター | 今帰仁村字謝名574番地 | <u>幼稚園</u> 小学校 中学校 |
| 名称 | 位置 | 管轄学校 | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター | 今帰仁村字謝名574番地 | _____ 小学校 中学校 | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | 管轄学校 | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター | 今帰仁村字謝名574番地 | <u>幼稚園</u> 小学校 中学校 | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

（今帰仁村学校給食費徴収条例の一部改正）

第3条 今帰仁村学校給食費徴収条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| <p>（給食費の負担）</p> <p>第2条 _____児童及び生徒の保護者並びに学校</p> | <p>（給食費の負担）</p> <p>第2条 <u>幼児</u>、児童及び生徒の保護者並びに学校</p> |

の職員その他の給食受給者は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費を負担するものとする。

の職員その他の給食受給者は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費を負担するものとする。

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-------------------------|------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|----|---------|------|--------|-----------|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-------|
| <p style="text-align: center;">（報酬の額）</p> <p>第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">職名</th> <th style="width: 33%;">報酬の額(円)</th> <th style="width: 34%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 報酬の額(円) | 旅費の額 | _____ | _____ | 職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。 | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | _____ | <p style="text-align: center;">（報酬の額）</p> <p>第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">職名</th> <th style="width: 33%;">報酬の額(円)</th> <th style="width: 34%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園 園長</td> <td style="text-align: center;">年額 50,000</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園 副園長</td> <td style="text-align: center;">年額 20,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 園医 内科医</td> <td style="text-align: center;">年額 10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" " 歯科医</td> <td style="text-align: center;">年額 10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" " 薬剤師</td> <td style="text-align: center;">年額 10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" " _____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 報酬の額(円) | 旅費の額 | 幼稚園 園長 | 年額 50,000 | 職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。 | 幼稚園 副園長 | 年額 20,000 | " 園医 内科医 | 年額 10,000 | " " 歯科医 | 年額 10,000 | " " 薬剤師 | 年額 10,000 | " " _____ | _____ |
| 職名 | 報酬の額(円) | 旅費の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | 職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職名 | 報酬の額(円) | 旅費の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 園長 | 年額 50,000 | 職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 副園長 | 年額 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " 園医 内科医 | 年額 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " " 歯科医 | 年額 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " " 薬剤師 | 年額 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " " _____ | _____ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例の廃止)
- 2 今帰仁村立幼稚園預かり保育料条例（平成27年条例第13号）は、廃止する。

改正する条例の内容については担当課長より説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 副村長の提案理由に追加しまして、議案の提案についての説明をいたします。

今回今帰仁幼稚園を廃園することにより、今帰仁村内の幼稚園が全てなくなるということに伴いまして関係条例を改正するものでございます。まず今帰仁村立学校設置条例について、第2条を削除。第2条の削除に伴いまして、第2条関係の別表第1を削除するものでございます。続きまして、今帰仁村立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例です。条例内の別記1中、表の中の幼稚園という文言を削るということでございます。続きまして、第3条です。今帰仁村学校給食費徴収条例、徴収条例中、第2条の幼児を削るということでございます。続きまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというので、第2条の別表中、幼稚園園長、幼稚園副園長、幼稚園内科医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師を削りまして、報酬の年額表記も、これを削るということでございます。続きまして、附則の第2項にあります今帰仁村立幼稚園預かり保育条例を廃止するというので、今議会へ提案するものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第13号

今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に

において、放課後児童支援員の資格認定が緩和されたことにより、条例の規定を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改める。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| 附 則 （経過措置） 第2条 略 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 3 略 | 附 則 （経過措置） 第2条 略 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 3 略 |
| 備考 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改定後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

条例の内容につきましては担当課長より説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 議案第13号の条例について、補足説明をいたします。

提案理由としまして、本議案は児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する基準を定める条例の改正を行うものであります。今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の主な改正内容は、放課後児童支援員の資格要件を緩和し、附則第2条第2項の経過措置期間を令和5年3月31日まで延長することで研修受講の機会を十分に確保できるよう改正されました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第11. 「議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第14号

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が施行されたことに伴い所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現行 |
|--|--|
| 第1条～7条の2 略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） | 第1条～7条の2 略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） |
| 第7条の3 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u> ）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主 | 第7条の3 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。</u> ）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。 |

| | |
|--|--------------|
| <p>に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～5 略</p> | <p>2～5 略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例内容につきましては担当課長より説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

1、改正の趣旨、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の条文、新型コロナウイルス感染症の定義の改正に伴い今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正するものです。2、改正の内容、新型コロナウイルス感染症の定義を改めることとしております。3、今後の影響につきましては特にございませぬ。4、附則については、この条例は公布の日から施行するものといたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 「議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第15号

今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について

上記議案について、別紙のとおり廃止したいので議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

園芸農業の活性化及びモデル農家を育成する目的で設置した今帰仁村園芸農業活性化協議会が、一定の役割を終え解散するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項に基づきこの議案を提出します。

今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例

今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例(平成17年条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。

- 座間味 薫 議長 日程第13. 「議案第16号 村道路線の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

- 比嘉克雄 副村長

議案第16号

村道路線の変更について

村道の路線を変更することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。

1 変更する路線

| 整理番号 | 路線名 | 新旧別 | 起点 | 終点 |
|------|----------|-----|---------|--------|
| 84 | 仲宗根仲宗根原線 | 新 | 仲宗根95 | 仲宗根172 |
| | | 旧 | 仲宗根98-1 | 仲宗根172 |

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

新庁舎建設にあたり、村道仲宗根仲宗根原線の一部区域に新庁舎を建設するため。

変更位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 令和3年度一般会計・特別会計・水道事業会計予算の提案理由の説明に入る前に、予算書の説明については予算審査特別委員会において行いますので、歳入歳出予算事項別明細書以降の説明については省略いたします。

日程第11. 「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第17号

令和3年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億180万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------------------|-------------------------|-----------|
| 1 村 税 | | 637,956 |
| | 1 村 民 税 | 200,620 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 349,732 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 36,308 |
| | 4 市 町 村 た ば こ 税 | 51,295 |
| | 5 特 別 土 地 保 有 税 | 1 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 46,960 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 11,887 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 33,418 |
| | 3 地 方 道 路 譲 与 税 | 1 |
| | 4 森 林 環 境 譲 与 税 | 1,654 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 253 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 253 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 762 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 762 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 845 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 845 |
| 6 法 人 事 業 税 交 付 金 | | 3,408 |
| | 1 法 人 事 業 税 交 付 金 | 3,408 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 169,821 |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 | 169,821 |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | | 15,934 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 15,934 |
| 9 環 境 性 能 割 交 付 金 | | 3,723 |
| | 1 環 境 性 能 割 交 付 金 | 3,723 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | | 2,902 |
| | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 2,901 |
| | 2 特 別 交 付 金 | 1 |
| 11 地 方 交 付 税 | | 1,965,000 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 1,965,000 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|---------|
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 1 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 1 |
| 13 分担金及び負担金 | | 32,181 |
| | 1 分担金 | 3 |
| | 2 負担金 | 32,178 |
| 14 使用料及び手数料 | | 45,897 |
| | 1 使用料 | 27,320 |
| | 2 手数料 | 18,577 |
| 15 国庫支出金 | | 809,001 |
| | 1 国庫負担金 | 471,437 |
| | 2 国庫補助金 | 333,821 |
| | 3 国庫委託金 | 3,743 |
| 16 県支出金 | | 840,567 |
| | 1 県負担金 | 250,672 |
| | 2 県補助金 | 551,241 |
| | 3 県委託金 | 38,654 |
| 17 財産収入 | | 22,096 |
| | 1 財産運用収入 | 22,094 |
| | 2 財産売却収入 | 2 |
| 18 寄附金 | | 1 |
| | 1 寄附金 | 1 |
| 19 繰入金 | | 380,194 |
| | 1 繰入金 | 380,194 |
| 20 繰越金 | | 20,000 |
| | 1 繰越金 | 20,000 |
| 21 諸収入 | | 177,906 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 954 |
| | 2 預金利子 | 11 |
| | 3 貸付金元利収入 | 1,981 |
| | 4 雑収入 | 118,072 |
| | 5 受託事業収入 | 56,888 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|-------|-----------|
| 22 村 債 | | 226,400 |
| | 1 村 債 | 226,400 |
| 歳入合計 | | 5,401,808 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|-----------------|-----------|
| 1 議 会 費 | | 71,070 |
| | 1 議 会 費 | 71,070 |
| 2 総 務 費 | | 727,861 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 582,609 |
| | 2 徴 税 費 | 95,090 |
| | 3 戸 籍 住 民 登 録 費 | 32,280 |
| | 4 選 挙 費 | 15,681 |
| | 5 統 計 調 査 費 | 535 |
| | 6 監 査 委 員 費 | 1,666 |
| 3 民 生 費 | | 1,914,424 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 1,115,968 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 798,456 |
| 4 衛 生 費 | | 448,440 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 234,447 |
| | 2 清 掃 費 | 213,993 |
| 5 労 働 費 | | 1 |
| | 1 失 業 対 策 費 | 1 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 413,898 |
| | 1 農 業 費 | 162,231 |
| | 2 林 業 費 | 11,835 |
| | 3 水 産 業 費 | 239,832 |
| 7 商 工 費 | | 166,376 |
| | 1 商 工 費 | 166,376 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|-------------------------|-----------|
| 8 土 木 費 | | 505,139 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 12,389 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 96,644 |
| | 3 河 川 費 | 53,000 |
| | 4 港 灣 費 | 20,926 |
| | 5 住 宅 費 | 322,180 |
| 9 消 防 費 | | 185,550 |
| | 1 消 防 費 | 185,550 |
| 10 教 育 費 | | 599,750 |
| | 1 教 育 總 務 費 | 125,115 |
| | 2 小 学 校 費 | 90,430 |
| | 3 中 学 校 費 | 44,491 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 0 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 205,622 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 3 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 2 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 1 |
| 12 公 債 費 | | 366,293 |
| | 1 公 債 費 | 366,293 |
| 13 諸 支 出 金 | | 3 |
| | 1 普 通 財 産 取 得 費 | 2 |
| | 2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金 | 1 |
| 14 予 備 費 | | 3,000 |
| | 1 予 備 費 | 3,000 |
| 歲 出 合 計 | | 5,401,808 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|--------------|-------|--|--|
| 漁村地域整備交付金事業 | 千円 16,200 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。 |
| 水産環境整備事業 | 13,100 | 〃 | | |
| 村道越地与比地小浜原線改良事業 | 8,800 | 〃 | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 22,800 | 〃 | | |
| 湧川第2団地新築事業 | 93,600 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 70,000 | 〃 | | |
| 史跡等総合活用整備事業(災害) | 1,900 | 〃 | | |
| | | | | |
| 合 計 | 226,400 | | | |

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第18号

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2,886万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|--------------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 215,700 |
| | 1 国民健康保険税 | 215,700 |
| 2 一部負担金 | | 4 |
| | 1 一部負担金 | 4 |
| 3 分担金及び負担金 | | 2 |
| | 1 分担金 | 1 |
| | 2 負担金 | 1 |
| 4 使用料及び手数料 | | 303 |
| | 1 使用料 | 3 |
| | 2 手数料 | 300 |
| 5 国庫支出金 | | 27,277 |
| | 1 国庫補助金 | 27,277 |
| 6 県支出金 | | 1,617,379 |
| | 1 県補助金 | 1,617,378 |
| | 2 財政安定化基金交付金 | 1 |
| 7 連合会支出金 | | 1 |
| | 1 連合会補助金 | 1 |
| 8 財産収入 | | 4 |
| | 1 財産運用収入 | 2 |
| | 2 財産売払収入 | 2 |
| 9 寄付金 | | 1 |
| | 1 寄付金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------------|-----------|
| 10 繰入金 | | 164,910 |
| | 1 他会計繰入金 | 164,908 |
| | 2 基金繰入金 | 1 |
| | 3 直営診療施設勘定繰入金 | 1 |
| 11 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 12 諸収入 | | 3,283 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 773 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| | 3 受託事業収入 | 1 |
| | 4 雑収入 | 2,508 |
| 13 村債 | | 2 |
| | 1 村債 | 1 |
| | 2 財政安定化基金貸付金 | 1 |
| 歳入合計 | | 2,028,867 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|--------------|-----------|
| 1 総務費 | | 83,847 |
| | 1 総務管理費 | 82,679 |
| | 2 徴収費 | 1,092 |
| | 3 運営協議会費 | 75 |
| | 4 趣旨普及費 | 1 |
| 2 保険給付費 | | 1,522,031 |
| | 1 療養諸費 | 1,273,664 |
| | 2 高額療養費 | 240,202 |
| | 3 移送費 | 101 |
| | 4 出産育児諸費 | 7,564 |
| | 5 葬祭諸費 | 500 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | | 388,243 |
| | 1 医療費給付分 | 294,333 |
| | 2 後期高齢者支援金等分 | 66,672 |
| | 3 介護納付金分 | 27,238 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|--------------|-----------|
| 4 共同事業拠出金 | | 1 |
| | 1 共同事業拠出金 | 1 |
| 5 財政安定化基金拠出金 | | 1 |
| | 1 財政安定化基金拠出金 | 1 |
| 6 保健事業費 | | 27,440 |
| | 1 保健事業費 | 16,215 |
| | 2 特定健康診査等事業費 | 11,225 |
| 7 基金積立金 | | 1 |
| | 1 基金積立金 | 1 |
| 8 公債費 | | 700 |
| | 1 公債費 | 700 |
| 9 諸支出金 | | 3,602 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 3,602 |
| 10 繰上充用金 | | 1 |
| | 1 繰上充用金 | 1 |
| 11 予備費 | | 3,000 |
| | 1 予備費 | 3,000 |
| 歳出合計 | | 2,028,867 |

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第16. 「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第19号

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億169万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|-----------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 62,886 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 62,886 |
| 2 使用料及び手数料 | | 31 |
| | 1 手 数 料 | 31 |
| 4 繰 入 金 | | 38,750 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 38,750 |
| 5 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 6 諸 収 入 | | 26 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 21 |
| | 3 預 金 利 子 | 1 |
| | 4 雑 入 | 2 |
| 歳 入 合 計 | | 101,694 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|-------|
| 1 総 務 費 | | 3,135 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 3,115 |
| | 2 徴 収 費 | 20 |

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 98,501 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 98,501 |
| 3 保健福祉事業費 | | 1 |
| | 1 保健福祉事業費 | 1 |
| 4 諸支出金 | | 57 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 56 |
| | 2 繰出金 | 1 |
| 歳出合計 | | 101,694 |

以上です。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時58分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第17. 「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

議案第20号

令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について

上記議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年3月8日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田 浩也

令和3年度 今帰仁村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 3,952戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 1,259,236m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 3,441m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 3,543万円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|-----------|---|----------------|
| 第1款 事業収益 | | 3億8,942万4,000円 |
| 第1項 営業収益 | | 2億2,307万4,000円 |
| 第2項 営業外収益 | | 1億6,634万7,000円 |
| 第3項 特別利益 | | 3,000円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 事業費用 | | 4億1,009万5,000円 |
| 第1項 営業費用 | | 3億8,056万9,000円 |
| 第2項 営業外費用 | | 2,850万2,000円 |
| 第3項 特別損失 | | 2万4,000円 |
| 第4項 予備費 | | 100万円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,384万8,000円は過年度分損益勘定留保資金8,019万4,000円と当年度分損益勘定留保資金365万4,000円で補てんするものとする。）。

| | 収 | 入 |
|--------------|---|----------------|
| 第1款 資本的収入 | | 3,818万4,000円 |
| 第1項 企業債 | | 1,000円 |
| 第2項 補助金 | | 1,000円 |
| 第3項 出資金 | | 3,818万円 |
| 第4項 固定資産売却代金 | | 1,000円 |
| 第5項 その他資本収入 | | 1,000円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 資本的支出 | | 1億2,203万2,000円 |
| 第1項 建設改良費 | | 3,543万円 |
| 第2項 企業債償還金 | | 8,560万円 |
| 第3項 国庫補助金返還金 | | 1,000円 |

| | |
|-------------|--------|
| 第4項 其他資本的支出 | 1,000円 |
| 第5項 予備費 | 100万円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,416万8,000円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,000万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

令和3年3月8日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田 浩也

なお、詳細につきましては、来る11日、12日、両日予定されております予算審査特別委員会にて担当課長より説明をいたしますので、ご承知おきいただきたく存じます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第18. 「議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第12回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第21号

令和2年度今帰仁村一般会計第12回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第12回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,757万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,476万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|---------------|---------|--------|---------|
| 1 村 税 | | 681,303 | 21,497 | 702,800 |
| | 1 村民税 | 232,055 | 12,966 | 245,021 |
| | 2 固定資産税 | 362,531 | 3,401 | 365,932 |
| | 3 軽自動車税 | 38,587 | 1,317 | 39,904 |
| | 4 市町村たばこ税 | 48,129 | 3,813 | 51,942 |
| 2 地方譲与税 | | 49,266 | 1 | 49,267 |
| | 4 森林環境譲与税 | 1,653 | 1 | 1,654 |
| 3 利子割交付金 | | 244 | 10 | 254 |
| | 1 利子割交付金 | 244 | 10 | 254 |
| 4 配当割交付金 | | 921 | △59 | 862 |
| | 1 配当割交付金 | 921 | △59 | 862 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 560 | 210 | 770 |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 560 | 210 | 770 |
| 6 法人事業税交付金 | | 2,042 | △114 | 1,928 |
| | 1 法人事業税交付金 | 2,042 | △114 | 1,928 |
| 7 地方消費税交付金 | | 172,061 | △1,808 | 170,253 |
| | 1 地方消費税交付金 | 172,061 | △1,808 | 170,253 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | | 13,660 | 1,752 | 15,412 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 13,660 | 1,752 | 15,412 |
| 9 環境性能割交付金 | | 4,290 | △1,007 | 3,283 |
| | 1 環境性能割交付金 | 4,290 | △1,007 | 3,283 |
| 11 地方交付税 | | 1,965,000 | 81,393 | 2,046,393 |
| | 1 地方交付税 | 1,965,000 | 81,393 | 2,046,393 |
| 13 分担金及び負担金 | | 28,975 | △1,551 | 27,424 |
| | 2 負担金 | 28,972 | △1,551 | 27,421 |
| 14 使用料及び手数料 | | 46,378 | △590 | 45,788 |
| | 1 使用料 | 27,801 | △736 | 27,065 |
| | 2 手数料 | 18,577 | 146 | 18,723 |
| 15 国庫支出金 | | 2,165,871 | 46,512 | 2,212,383 |
| | 1 国庫負担金 | 514,234 | △3,979 | 510,255 |
| | 2 国庫補助金 | 1,648,336 | 50,493 | 1,698,829 |
| | 3 国庫委託金 | 3,301 | △2 | 3,299 |
| 16 県支出金 | | 944,723 | △57,279 | 887,444 |
| | 1 県負担金 | 287,084 | △966 | 286,118 |
| | 2 県補助金 | 616,229 | △54,802 | 561,427 |
| | 3 県委託金 | 41,410 | △1,511 | 39,899 |
| 18 寄附金 | | 120,230 | 174,518 | 294,748 |
| | 1 寄附金 | 120,230 | 174,518 | 294,748 |
| 19 繰入金 | | 576,712 | △21,666 | 555,046 |
| | 1 繰入金 | 576,712 | △21,666 | 555,046 |
| 21 諸収入 | | 173,497 | △11,418 | 162,079 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 954 | 1,294 | 2,248 |
| | 3 貸付金元利収入 | 2,101 | △930 | 1,171 |
| | 4 雑収入 | 118,510 | △11,782 | 106,728 |
| 22 村債 | | 291,970 | △12,829 | 279,141 |
| | 1 村債 | 291,970 | △12,829 | 279,141 |
| 歳入合計 | | 7,497,192 | 217,572 | 7,714,764 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 議会費 | | 70,952 | △781 | 70,171 |
| | 1 議会費 | 70,952 | △781 | 70,171 |
| 2 総務費 | | 1,340,377 | 414,286 | 1,754,663 |
| | 1 総務管理費 | 1,181,811 | 414,776 | 1,596,587 |
| | 2 徴税費 | 95,280 | △966 | 94,314 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 38,993 | 2,126 | 41,119 |
| | 4 選挙費 | 18,596 | △1,610 | 16,986 |
| | 6 監査委員費 | 1,670 | △40 | 1,630 |
| 3 民生費 | | 3,112,222 | △8,959 | 3,103,263 |
| | 1 社会福祉費 | 2,259,872 | 17,896 | 2,277,768 |
| | 2 児童福祉費 | 852,350 | △26,855 | 825,495 |
| 4 衛生費 | | 493,688 | 19,504 | 513,192 |
| | 1 保健衛生費 | 255,528 | 9,103 | 264,631 |
| | 2 清掃費 | 238,160 | 10,401 | 248,561 |
| 6 農林水産業費 | | 444,190 | △21,769 | 422,421 |
| | 1 農業費 | 348,990 | △20,339 | 328,651 |
| | 2 林業費 | 8,549 | △51 | 8,498 |
| | 3 水産業費 | 86,651 | △1,379 | 85,272 |
| 7 商工費 | | 344,859 | △12,879 | 331,980 |
| | 1 商工費 | 344,859 | △12,879 | 331,980 |
| 8 土木費 | | 391,783 | △135,778 | 256,005 |
| | 1 土木管理費 | 12,520 | △340 | 12,180 |
| | 2 道路橋梁費 | 220,973 | △106,072 | 114,901 |
| | 3 河川費 | 100,500 | △20,860 | 79,640 |
| | 4 港湾費 | 20,505 | 0 | 20,505 |
| | 5 住宅費 | 37,285 | △8,506 | 28,779 |
| 9 消防費 | | 185,550 | 8,032 | 193,582 |
| | 1 消防費 | 185,550 | 8,032 | 193,582 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 10 教 育 費 | | 726,656 | △44,084 | 682,572 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 144,942 | △22,453 | 122,489 |
| | 2 小 学 校 費 | 148,842 | △8,038 | 140,804 |
| | 3 中 学 校 費 | 71,912 | △8,026 | 63,886 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 50 | 71 | 121 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 190,262 | △2,120 | 188,142 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 170,648 | △3,518 | 167,130 |
| 歳 出 合 計 | | 7,497,192 | 217,572 | 7,714,764 |

第2表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額(千円) |
|-----------|------------|---------------------------------------|---------|
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 今帰仁村新庁舎建設事業 | 48,908 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 高度無線環境整備推進事業 | 9,000 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 今帰仁村高速通信インフラ整備事業 | 134,065 |
| 2. 総務費 | 3. 戸籍住民登録費 | 戸籍附票システム改修事業 | 4,928 |
| 2. 総務費 | 3. 戸籍住民登録費 | 戸籍情報システム改修事業 | 1,496 |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 今帰仁村新生児特別定額給付金 | 1,780 |
| 4. 衛生費 | 1. 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 | 37,295 |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 農村集落基盤再編・整備事業 西地区 | 8,410 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | 本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備事業) | 58,734 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | 景観形成強化事業 | 93,007 |
| 8. 土木費 | 2. 道路橋梁費 | 古宇利観光道路整備 | 3,275 |
| 8. 土木費 | 5. 住宅費 | 村営湧川第2団地新築事業 | 9,536 |
| 10. 教育費 | 1. 教育総務費 | 統合型校務支援システム | 12,939 |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 公立学校情報機器整備事業 | 2,500 |
| 10. 教育費 | 5. 社会教育費 | 文化的景観保護推進事業 | 4,040 |
| 10. 教育費 | 6. 保健体育費 | 公共施設等の管理維持体制維持化事業 | 11,385 |
| 合 計 | | | 441,298 |

第3表 地 方 債 補 正

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------------------------------------|--------------|---------|--|---|--------------|---------|--|---|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 農村集落基盤再編・整備事業 西地区 | 千円 13,600 | 証 書 借 入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。 | 千円 13,600 | 証 書 借 入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。 |
| 漁村地域整備交付金事業 | 10,100 | 〃 | | | 10,100 | 〃 | | |
| 水産環境整備事業 | 400 | 〃 | | | 400 | 〃 | | |
| 村道越地与比地小浜原線改良事業 | 4,500 | 〃 | | | 4,500 | 〃 | | |
| 村道古宇利一周線道路改築事業 | 18,100 | 〃 | | | 18,100 | 〃 | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 41,100 | 〃 | | | 41,100 | 〃 | | |
| 湧川第2団地新築事業 | 6,900 | 〃 | | | 6,900 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 89,270 | 〃 | | | 89,270 | 〃 | | |
| 総合活用整備事業(災害) | 3,300 | 〃 | | | 3,300 | 〃 | | |
| 本部半島・伊江島エリア観光促進 事業(古宇利島観光拠点施設整備) | 12,000 | 〃 | | | 12,000 | 〃 | | |
| ゴミ運搬車導入事業 | 13,100 | 〃 | | | 13,100 | 〃 | | |
| 庁舎建設事業(市町村役場機能緊急 保全事業) | 70,000 | 〃 | | | 70,000 | 〃 | | |
| 庁舎建設事業(一般単独事業) | 9,600 | 〃 | | | 9,600 | 〃 | | |
| 減 収 補 填 債 | 0 | 〃 | | | 24,271 | 〃 | | |
| 合 計 | 291,970 | | 316,241 | | | | | |

明細書については担当課長より説明をいたします。以上です。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時01分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時04分)
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時04分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時41分)

田港朝津企画財政課長。

- 田港朝津 企画財政課長 議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第12回補正予算について、歳入歳出とも節におきまして300万円以上の増減について説明申し上げます。

10ページをお願いします。歳入になります。1款村税、1項村民税、1目個人、補正額1,187万円であります。1節現年課税分の所得割において1,067万円の計上が主なものであります。続いて11ページ、1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税、補正額340万6,000円は、1節現年課税分の中の家屋の194万2,000円が主なものであります。

続いて13ページをお願いします。1款村税、4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税、補正額381万3,000円は、1節現年課税分の381万3,000円によるものであります。

続いて22ページをお願いします。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額8,139万3,000円は、1節普通交付税の1億5,022万2,000円の計上と、それと2節特別交付税のマイナス6,882万9,000円によるものでございます。

続いて26ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額マイナス489万3,000円は、11節児童手当負担金におきまして減額の624万3,000円、その中で小学校修了後中学校修了前の減額のマイナス273万9,000円が主なものであります。

続いて27ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億3,983万6,000円は、1節総務費補助金の中にあります節としてはマイナス110万7,000円でございますが、その中の個人番号カード交付事業で328万2,000円の計上と、それと8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億4,372万7,000円が主なものであります。下の項目の2目民生費国庫補助金、補正額マイナス621万4,000円は、7節マイナス429万2,000円の計上でございますが、その中の2段目にあります児童虐待防止対策支援事業マイナス155万7,000円と、その下のほうの子ども子育て支援事業のマイナス97万6,000円が主なものであります。それと同じページの一番下の段になります3目衛生費国庫補助金、補正額3,324万7,000円は、1節衛生費補助金3,324万7,000円でございますが、そちらのほうは次のページになります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で3,462万8,000円の計上が主なものであります。同じページで5目土木費国庫補助金、補正額マイナス8,919万1,000円は、8節沖縄北部連携促進特別振興事業費の中の村道古宇利一周線道路改築事業でマイナス8,068万円の減額と村営湧川第2団地新築事業の減額588万円によるものでございます。同じページの6目教育費国庫補助金、補正額マイナス2,718万5,000円は、1節学校費補助金におきまして、上から4段目になります公立学校情報機器整備事業のマイナス2,600万円が主なものであります。

続いて32ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額マイナス

3,560万円は、2節沖繩振興交付金事業補助金のマイナス3,560万円によるものであります。同じページの3目衛生費県補助金、補正額マイナス380万4,000円は、1節保健衛生費補助金の中のこども医療費助成事業補助金マイナス378万円が主なものであります。同じページ、4目農林水産業費県補助金、補正額マイナス1,670万8,000円は、1節農業費補助金の2段目にあります農業次世代人材投資資金推進事業357万円の増と、それと同じ節にあります災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業マイナス1,648万円が主なものであります。

続いて35ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1億7,451万8,000円は、1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄付金1億7,311万8,011円が主なものであります。

続いて36ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額マイナス2,166万6,000円は、1節繰入金の中の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金マイナス771万8,000円と、今帰仁村公共施設等総合管理基金のマイナス1,250万5,000円の計上が主なものであります。

続いて39ページをお願いします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額マイナス1,178万2,000円は、4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料のマイナス1,100万円の計上が主なものでございます。

続いて40ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務債、補正額マイナス1,730万円は、1節総務債の中の沖繩振興特別推進交付金事業マイナス420万円、庁舎建設事業債（市町村役場機能緊急保全事業）マイナス490万円、それと庁舎建設事業（一般単独事業債）のマイナス820万円によるものであります。同じページ、4目土木債、補正額マイナス1,940万円は、1節道路橋梁債の村道古宇利一周線道路改築事業マイナス1,810万円が主なものであります。同じページ、7目その他債、補正額2,427万1,000円は、1節その他債の減収補填債2,427万1,000円によるものであります。

続いて歳出に移ります。43ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額マイナス2,322万円は、2節給料におけます一般職給のマイナス705万円と、次のページになりますが4節共済費の職員共済組合負担金マイナス236万5,000円ではありますが、そちらのほうが主なものとなります。

それと次の45ページになりますが、12節委託料でマイナス617万5,000円の計上でございますが、その中の今帰仁村移住・定住促進事業マイナス545万4,000円と、18節負担金、補助及び交付金の中の総合事務組合負担金マイナス725万円と、その下の段にあります地域間幹線系確保維持費補助金の840万2,000円の計上が主なものであります。

続いて46ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額3億9,094万8,000円は、12節委託料におきまして、今帰仁村新庁舎建設土質調査でマイナス412万1,000円、それと今帰仁村新庁舎建設敷地造成基本設計業務でマイナス620万4,000円、下の段の今帰仁村新庁舎建設造成実施設計でマイナス974万6,000円、24節積立金の中で今帰仁村給付型奨学金基金の900万円の計上、それと財政調整基金への積立ての2億2,997万2,000円、次の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金1億7,311万8,011円が主なものであります。

47ページをお願いします。5目企画費の補正額マイナス1,256万3,000円は、12節委託料の中のふるさと

納税推進事業でマイナス930万円の計上と18節負担金、補助及び交付金の北部広域振興負担金のマイナス354万1,000円が主なものであります。同じく47ページの9目電子計算費で補正額5,986万2,000円は、次のページになります18節負担金、補助及び交付金の中で高度無線環境整備推進事業でマイナス7,220万円、今帰仁村高速通信インフラ整備事業で1億3,406万5,000円が主なものであります。

次、52ページをお願いします。2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額は212万6,000円でございますが、次の53ページの18節負担金、補助及び交付金の個人番号カード交付事業で328万2,000円の計上が主なものになります。

続いて57ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,508万円は、ページを下りまして61ページの上のほうになります。27節繰出金になりますが、そちらのほうで事務費相当額のマイナス394万9,000円とその他繰出金で4,000万円が主なものであります。

続いて64ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額マイナス452万4,000円は、1節報酬ではマイナス327万5,000円でございます。その中で一番下の段になります報酬の児童虐待防止対策支援事業がマイナス210万円で、そちらのほうが主なものになります。

続いて67ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額マイナス688万8,000円は、同じページの19節扶助費でマイナス524万円でございますが、次のページに移りまして、68ページの上のほうにあります児童手当（被用者3歳以上小学校修了前）でマイナス339万5,000円が主なものになります。

続いて71ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、5目保育運営事業、補正額マイナス557万5,000円は、12節委託料におきまして子どものための教育・保育給付費負担金マイナス300万円と18節負担金、補助及び交付金の子ども・子育て支援交付金のマイナス352万9,000円が主なものであります。

続いて72ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2,527万9,000円は、1節報酬におきまして、次のページになりますが報酬（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の362万6,000円と、次に移りまして75ページの10節需用費になりますが、上から2段目の接種用医療用品（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業）で300万円の計上、それと77ページに進みまして上のほうになりますが、12節委託料の中の健康診査業務委託料マイナス385万円が主なものになります。同じ77ページで4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費、補正額マイナス1,185万9,000円は、次のページに移りまして、78ページの19節扶助費のこども医療費助成金マイナス1,000万円が主なものであります。

続いて80ページをお願いします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、補正額1,040万1,000円は、17節備品購入費のゴミ運搬車導入事業でマイナス535万2,000円の計上と18節負担金、補助及び交付金の清掃組合負担金1,575万3,000円が主なものになります。

続いて82ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額マイナス1,595万2,000円は、次の83ページになります18節負担金、補助及び交付金の中の下から4段目になります農業次世代人材投資資金推進事業363万4,000円の計上と、一番下の段にあります災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業マイナス1,648万円の計上が主なものであります。

続いて88ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、2目観光振興費になります。補正額は1,154万円でございますが、18節負担金、補助及び交付金で今帰仁村法人事業経営者等早期再建支援金事業マイナス1,095万円の計上が主なものであります。

続いて91ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正額1億628万7,000円は、次の92ページの12節委託料におきまして村道古宇利一周線道路改築事業マイナス2,010万円と、それと14節工事請負費、村道古宇利一周線道路改築事業マイナス5,000万円、それと16節公有財産購入費の村道古宇利一周線道路改築事業のマイナス3,005万円の計上が主なものになります。

次に93ページ、8款3項2目河川改良費になります。補正額2,086万円は、14節工事請負費におきまして今帰仁城跡周辺環境整備事業マイナス2,030万5,000円の計上が主なものであります。

続いて95ページ、8款5項2目住宅建設費、補正額マイナス846万3,000円は、12節委託料におきまして村営湧川第2団地新築事業でマイナス846万3,000円によるものでございます。

96ページをお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額803万2,000円は、18節負担金、補助及び交付金の消防組合負担金の803万2,000円の計上によるものであります。

次、97ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額マイナス2,241万円は、99ページ12節委託料におきまして中・高学生海外語学留学支援事業のマイナス428万8,000円の計上とタブレットPC保守委託業務のマイナス1,626万円、それと18節負担金、補助及び交付金の学校保健特別対策事業328万円の計上、それと次のページに移りますが20節貸付金の今帰仁村入学準備金貸付事業、次のページの頭にありますマイナス300万円の計上が主なものになります。

続いて101ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額マイナス695万5,000円は、13節使用料及び賃借料で節におきましてマイナス306万円の計上でございますが、次の102ページの上のほうにありますタブレット端末ソフト使用料（公立学校情報機器整備事業）マイナス266万円が主なものであります。以上が議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第12回補正予算の節におきまして300万円以上の増減の説明となります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第19. 「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第22号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,023万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 265,078 | △43,005 | 222,073 |
| | 1 国民健康保険税 | 265,078 | △43,005 | 222,073 |
| 5 国庫支出金 | | 15,094 | △1,800 | 13,294 |
| | 1 国庫補助金 | 15,094 | △1,800 | 13,294 |
| 10 繰入金 | | 175,157 | 34,486 | 209,643 |
| | 1 他会計繰入金 | 175,155 | 34,486 | 209,641 |
| 歳入合計 | | 1,780,551 | △10,319 | 1,770,232 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 34,019 | △5,749 | 28,270 |
| | 1 総務管理費 | 32,791 | △5,699 | 27,092 |
| | 3 運営協議会費 | 75 | △50 | 25 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | | 433,688 | 0 | 433,688 |
| | 1 医療費給付分 | 317,573 | 0 | 317,573 |
| | 2 後期高齢者支援金等分 | 80,639 | 0 | 80,639 |
| | 3 介護納付金分 | 35,476 | 0 | 35,476 |
| 6 保健事業費 | | 24,603 | △3,970 | 20,633 |
| | 1 保健事業費 | 15,660 | △3,187 | 12,473 |
| | 2 特定健康診査等事業費 | 8,943 | △783 | 8,160 |
| 8 公債費 | | 700 | △600 | 100 |
| | 1 公債費 | 700 | △600 | 100 |
| 歳出合計 | | 1,780,551 | △10,319 | 1,770,232 |

明細書につきましては担当課長より説明します。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算の詳細について、ご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ1,031万9,000円の減額補正となっています。詳細につきましては歳入歳出それぞれ目における300万円以上の増減額を説明いたします。5ページをお開きください。歳入から説明いたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税マイナス4,300万5,000円につきましては、1節医療給付費分現年課税分及び2節後期高齢者支援金分現年課税分、3節介護納付金分現年課税分の減額によるものでございます。

7ページをお開きください。10款1項1目他会計繰入金3,448万6,000円につきましては、3節職員給与等繰入金のマイナス394万9,000円、6節その他一般会計繰入金の4,000万円が主な要因であります。

続きまして歳出に移ります。次ページをお開きください。1款1項1目一般管理費マイナス569万9,000円につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の職員の人件費関係の減と12節委託料、傷病手当金に係るシステム改修の入札残が主な要因でございます。

13ページをお開きください。6款1項1目保健事業費のマイナス318万7,000円の減額につきましては、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費の人件費の減額と11節役務費の医療費通知郵券料の40万円の減額が主な要因でございます。以上、目における増減額の詳細説明となります。

○ 座間味 薫 議長 日程第20. 「議案第23号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第23号

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,898万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------|--------|------|--------|
| 3 国庫支出金 | | 172 | △138 | 34 |
| | 1 国庫補助金 | 172 | △138 | 34 |
| 4 繰入金 | | 39,434 | 385 | 39,819 |
| | 1 一般会計繰入金 | 39,434 | 385 | 39,819 |
| 歳入合計 | | 98,740 | 247 | 98,987 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|------------------|--------|-----|--------|
| 1 総務費 | | 3,307 | 0 | 3,307 |
| | 1 総務管理費 | 3,287 | 0 | 3,287 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 95,327 | 247 | 95,574 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 95,327 | 247 | 95,574 |
| 歳出合計 | | 98,740 | 247 | 98,987 |

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 日程第21. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時28分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

今帰仁村固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員の選任について

今帰仁村固定資産評価審査委員会委員の一人が欠けたことに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第4項の規定に基づき、下記の者を補欠の委員に選任する。

令和3年2月19日
今帰仁村長 久田 浩也

記

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|-------|--------|----------|
| 今帰仁村字 | 與那嶺 敏秋 | 昭和一年一月一日 |

※任期は、前任者の在任期間である令和3年3月31日までとする。

履歴書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第22. 「報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第1号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を議会へ提出し報告します。

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

別紙事業計画書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第23. 「報告第2号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

| | |
|-------------|--------------------|
| 工 事 名 | 令和2年度今泊港川改修工事（8工区） |
| 議決された契約の金額 | ¥78,870,000 |
| 専決処分した契約の金額 | 減額¥616,000 |

理 由

設計変更に伴う減額のため専決処分する。

令和3年2月16日
今帰仁村長 久田 浩也

変更契約書、それから平面図を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第24. 「同意案第2号」、日程第25. 「同意案第3号」、日程第26. 「同意案第4号」の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題といた

します。

お諮りします。

日程第24. 「同意案第2号」、日程第25. 「同意案第3号」、日程第26. 「同意案第4号」の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって日程第24. 「同意案第2号」、日程第25. 「同意案第3号」、日程第26. 「同意案第4号」の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

同意案第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 (生年月日) | 任 期 |
|-------|----------------------|---------------------------|
| 今帰仁村字 | 與那嶺 敏秋 (昭和一年一月一日) | 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで |

令和3年3月8日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

任期満了に伴い、再任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

次ページに履歴書を添付してございます。お目通しをいただきたく存じます。

同意案第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 (生年月日) | 任 期 |
|-------|---------------------|---------------------------|
| 今帰仁村字 | 玉城 義克 (昭和一年一月一日) | 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで |

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

任期満了に伴い、再任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

次ページに履歴書を添付してございます。お目通しをいただきたく存じます。

同意案第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 (生年月日) | 任 期 |
|-------|----------------------|---------------------------|
| 今帰仁村字 | 仲宗根 澄子 (昭和一年一月一日) | 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで |

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

前任者の任期満了に伴い、新たに選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

次ページに履歴書を添付しております。お目通しいただきたく存じます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第27. 「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

同意案第5号

今帰仁村教育委員会の委員の任命について

下記の者を今帰仁村教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 上地 太
生年月日 昭和一年一月一日
任 期 令和3年4月1日～令和7年3月31日

令和3年3月8日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

任期満了に伴い、再任したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この同意案を提出します。

次ページに履歴書を添付してございます。お目通しいただきたく存じます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第28. 「予算審査特別委員会の設置・付託」について、お諮りいたします。

「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略いたします。

これより予算審査特別委員会の委員長の互選をしていただきます。

○ 座間味 薫 議長 しばらく休憩します。 （休憩時刻 午後3時42分）

○ 座間味 薫 議長 再開します。 （再開時刻 午後3時53分）

これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたので報告いたします。

委員長に山城 太議員、副委員長に島袋 誠議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

（散会時刻 午後3時53分）